

信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁告示第三十六号）

改正案

第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 株式会社日本政策金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第二号から第九号まで、第二十五号、第三十五号及び第四十号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号、第五号及び第九号に掲げる業務、同項第四号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）（第十六条に規定する業務を除く。）（平成十九年法律第六十七号）第十六条に規定する業務を除く。）（第二条第一号において同じ。）の代理

- 二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第一条第二号から第八号まで及び第二十五号に掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三

現行

第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 株式会社日本政策金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第二号から第八号の二まで、第二十五号、第三十五号及び第四十号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号、第五号及び第九号に掲げる業務、同項第四号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）（第十六条に規定する業務を除く。）（平成十九年法律第六十七号）第十六条に規定する業務を除く。）（次条第一号において同じ。）の代理

- 二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第一条第二号から第八号まで及び第二十五号に掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三

十二号) 第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組
合法(昭和二十三年法律第二百四十二号) 第十一条の四第二項、
漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準
用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては
同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項
、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第百条第一項におい
て準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、
信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八
年法律第四十三号) 第一条第一項に規定する信託業務をいう。第
二条第二号において同じ。)に該当するものを除く。)の代理又
は媒介(第四号に掲げるものを除く。)

二の二 告示第一条第九号に掲げる者が営む資金移動業(資金決済
に関する法律(平成二十一年法律第五十九号) 第二条第二項に規
定する資金移動業をいう。第二条第二号の二において同じ。)の
代理又は媒介

三 (略)

四 告示第一条第四十号に掲げる者の投資顧問契約(金融商品取引
法(昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第八項第十一号に規定
する投資顧問契約をいう。第二条第四号において同じ。)又は投
資一任契約(同項第十二号口に規定する投資一任契約をいう。第
二条第四号において同じ。)の締結の代理又は媒介

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する業務の代理又は媒介で

十二号) 第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組
合法(昭和二十三年法律第二百四十二号) 第十一条の四第二項、
漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準
用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては
同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項
、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第百条第一項におい
て準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、
信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八
年法律第四十三号) 第一条第一項に規定する信託業務をいう。次
条第二号において同じ。)に該当するものを除く。)の代理又は
媒介(第四号に掲げるものを除く。)

二の二 告示第一条第八号の二に掲げる者が営む資金移動業(資金
決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号) 第二条第二項
に規定する資金移動業をいう。第二条第二号の二において同じ。
)の代理又は媒介

三 (略)

四 告示第一条第四十号に掲げる者の投資顧問契約(金融商品取引
法(昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第八項第十一号に規定
する投資顧問契約をいう。次条第四号において同じ。)又は投資
一任契約(同項第十二号口に規定する投資一任契約をいう。次条
第四号において同じ。)の締結の代理又は媒介

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する業務の代理又は媒介で

金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第二号から第九号まで、第二十四号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二（略）

二の二 告示第二条第九号に掲げる者が営む資金移動業の代理又は媒介

三・四（略）

金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第二号から第八号の二まで、第二十四号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二（略）

二の二 告示第二条第八号の二に掲げる者が営む資金移動業の代理又は媒介

三・四（略）